

平成25年12月26日  
独立行政法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀本部

## 高速増殖原型炉もんじゅにおける 保守管理上の不備に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について

当機構は、「もんじゅ」における保守管理上の不備について、原子力規制委員会から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第3項の規定に基づく保安規定の変更命令について」（平成25年5月29日 原管P発第1305294号）において、「組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、組織内における役割分担並びに責任及び権限を確認した上で、下記\*を踏まえ、保安規定の変更を命ずる」との命令を受けました。

この命令に対し、根本原因分析のやり直し、再発防止対策の見直し等を行い、本日、原子力規制委員会に、原子炉施設保安規定の変更認可申請書を提出しました。

今後も、保守管理に係る計画（P）、実施（D）及び評価（C）並びに改善（A）の各段階において、品質マネジメントシステムの継続的な改善に向けた活動に取り組んでまいります。

- \*：1 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。  
2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。  
3 経営層及び発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。  
4 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること。  
（「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第3項の規定に基づく保安規定の変更命令について（平成25年5月29日 原管P発第1305294号）」より抜粋）

別紙：高速増殖原型炉もんじゅにおける保守管理上の不備に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について

以上

（原子力規制委員会へ提出した変更認可申請書）

独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター  
原子炉施設保安規定の変更認可申請書の一部補正について

高速増殖原型炉もんじゅにおける  
保守管理上の不備に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成 25 年 12 月 26 日  
日本原子力研究開発機構

## 1. 経緯

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)は、高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)において、保全計画に定めた点検間隔/頻度で点検を行わなかったこと等の保守管理上の不備に関連して、原子力規制委員会より、安全文化の劣化等に対し、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令について(平成 25 年 5 月 29 日 原管 P 発第 1305294 号)」(以下「保安規定変更命令」という。)を受領した。

保安規定変更命令に対し、原子力機構は「もんじゅ」の保守管理上の不備に関する根本原因分析をやり直した。根本原因分析報告書\*<sup>1</sup>を踏まえ、組織・体制や安全文化醸成活動等について抜本的な対策を検討し、「日本原子力研究開発機構の改革計画」(以下「改革計画」という。)及び『「もんじゅ」改革の基本計画』(以下「基本計画」という。)を策定した。また、組織内における役割分担及び責任及び権限を確認した上で、原子炉施設保安規定の変更案をとりまとめた。同時に、品質保証に係る技術基準の制定(平成 25 年 7 月 8 日施行)に伴う変更案も取りまとめ、本日、原子力規制委員会に、原子炉施設保安規定の変更認可申請書の一部補正を行った。

## 2. 根本原因分析のやり直しについて

保安規定変更命令を受け、「もんじゅ」について、安全文化の劣化等に対し、組織的要因の根本原因の分析をやり直した結果を根本原因分析報告書にまとめた。根本原因分析の結果から、安全文化の 14 要素\*<sup>2</sup>である「トップマネジメントのコミットメント」、「上級管理者の明確な方針と実行」、「誤った意思決定を避ける方策」、「良好なコミュニケーション」、「コンプライアンス」、「作業管理」、「態度や意欲」等の全般において組織要因が見いだされた。主な要因は次のとおり。

- (1) プラントの長期停止により技術力が低下
- (2) 保守管理に係るトップマネジメントのコミットメントや管理職層のマネジメント力が不足
- (3) 保守管理活動において PDCA サイクルの計画(P)が不足
- (4) 業務遂行にあたり具備すべき技量や意識が不足
- (5) 業務遂行のためのコミュニケーションや意欲が不足

根本原因分析報告書では、これらを含めた主たる組織要因に対して対策の提言としてまとめた。

### 3. 再発防止対策の見直しについて

原子力機構は、「もんじゅ」の保守管理上の不備に関し、根本原因分析をやり直し、組織的要因の分析を深掘りした上で、組織・体制や安全文化醸成活動等について、抜本的な対策を検討し、再発防止対策を策定した。

一方、「もんじゅ」における保守管理上の不備、大強度陽子加速器施設 J-PARC における放射性物質の漏えい事故を契機に、原子力機構は平成 25 年 6 月 10 日に理事長を本部長とする「原子力機構改革推進本部」を設置し、根本原因分析を踏まえ、改革に向けた課題の調査、分析及び評価を行い、平成 25 年 9 月 26 日に「改革計画」にまとめた。

さらに、「改革計画」に基づき、再発防止対策に係る計画、実施、評価、改善を確実に展開するため、「基本計画(平成 25 年 11 月 11 日(同年 11 月 18 日一部改正))」を策定した。

「基本計画」では、保守管理上の不備に対する再発防止対策も踏まえ、「もんじゅ」改革に関する対策項目を 14 項目にまとめ、さらに各項目において活動の達成状況の確認、評価等を行えるように達成目標を定め、再発防止、改善・改革活動を進めることとしている。

### 4. 保安規定変更等について

上述の根本原因分析のやり直し、再発防止対策の見直しを行うと共に、命令書で指摘のあった 4 項目について保安規定を変更する。また、原子力安全に係る品質方針、安全文化醸成活動及び法令遵守の活動方針の見直しを実施した。

#### 4. 1 保安規定変更命令「経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること」を踏まえた変更について

##### ①品質方針等の見直しについて

上記保安規定変更命令を受け、理事長は原子力安全に係る品質方針、安全文化醸成活動及び法令遵守の活動方針の見直しを実施した。

##### ②マネジメントレビューの改善

経営層が「もんじゅ」の運営に当たり、安全を最優先とした方針を定め、当該方針に基づく活動を実施させることを確実にするため、次の事項についてマネジメントレビューの改善を行い、関連する保安規定条項を変更する。

- ・年度途中の状況の変化に柔軟に対応できるよう、マネジメントレビューの開催頻度について、これまでの原則年 1 回の実施から、原則として年度中期及び年度末に実施する。
- ・マネジメントレビューのインプット情報として、目標の実施、品質方針の見直しに係る提案、品質マネジメントシステムに係る経営資源の配分(トップマネジメントによる安全確保のための経営資源の集中投入)に関する提案を行うこととし、トップマネジメントとして確実にレビューする。

#### 4. 2 保安規定変更命令「コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること」を踏まえた変更について

##### ①関係法令及び規定の遵守に係る活動の改善

コンプライアンスを徹底する取組みを強化する観点から、次の事項について改善を行い、関連する保安規定条項を変更する。

- ・組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時レビューを開催する等して、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動方針の見直しを行う。そのため、レビュー頻度を、これまでの「年 1 回以上」に、「原則として年度中期及び年度末」を追記する。
- ・活動方針を踏まえた活動施策がトップマネジメントのコミットメントであることを明確にするため、理事長の職務であることを明確にする。

##### ②安全文化の醸成に係る活動の改善

安全文化に係る醸成活動の取組みを強化する観点から、次の事項について改善を行い、関連する保安規定条項を変更する。

- ・組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時レビューを開催する等して、安全文化を醸成するための活動方針の見直しを行う。そのため、レビュー頻度を、これまでの「年 1 回以上」に、「原則として年度中期及び年度末」を追記する。
- ・活動方針を踏まえた活動施策がトップマネジメントのコミットメントであることを明確にするため、理事長の職務であることを明確にする。

#### 4. 3 保安規定変更命令「経営層、発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること」を踏まえた変更について

本項目に関して、4. 1項に記載の保安規定の変更に加え、下記事項について改善を行い、関連する保安規定条項を変更する。

##### ①所長の管理責任者への任命

- ・所長が、保守管理活動の定期的な評価・改善などの取組みを確実にするため、所長を「もんじゅ」の管理責任者として、「もんじゅ」の品質マネジメントシステムを評価し、所長がマネジメントレビューへのインプットを確実に実施していく。

##### ②保全計画の審議の改善

- ・点検期限管理の考え方や点検計画が見直される等、ルールや手順の変更時には、発電所幹部が安全性への影響等を適切に評価して管理することとする。そのため、保全計画の策定及び見直しについて、所に設置している保安管理専門委員会(委員長:所長)の審議事項に追加する。

##### ③保守管理業務に係る各組織の役割及び責任の明確化

- ・保全部の管理職が、自らの担当職務を正しく認識し、保守管理活動にあたっては、自らの責任の下で業務を遂行する。そのため、これまで保安規定の下位文書にて

明確にしていた保守管理業務を実施する担当職務を保安規定で明確に規定する。

④保守管理の有効性評価の改善

- ・所長が、保守管理活動を適切なスパンで評価し、継続的な改善に努めるため、これまで保全サイクルの終了時期に実施していた保守管理の有効性評価について、それに加え年1回実施することとする。

4. 4 保安規定変更命令「経営層から現場に至るまでの意識の共有化を図ることができる組織を構築すること」を踏まえた変更について

- ・トップマネジメントによるガバナンスが有効に機能する組織として、「もんじゅ」を理事長直轄の組織とし、経営層から現場に至るまで意識の共有を図ることができる組織を構築するため、関連する保安規定条項を変更する。
- ・「もんじゅ」を運転・保全に専念できる組織へ変更するため、支援組織としてもんじゅ運営計画・研究開発センターを新設する。そのため、関連する保安規定条項を変更する。

4. 5 品質保証に係る技術基準の制定に伴う変更

「研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」が制定されたことに伴い品質マネジメントシステムに安全文化醸成活動、関係法令遵守活動を追加する等の変更を行う。

5. まとめ

原子力機構は、今般の保守管理上の不備のような保安規定違反の再発を防止するため、根本原因分析をやり直し、根本原因分析を踏まえ再発防止対策を見直し、計画的な取組を開始している。今回、原子力機構の取組を確実にするため、マネジメントレビューの改善、関係法令及び規定の遵守に係る活動の改善、安全文化の醸成に係る活動の改善、経営層、発電所幹部の責任の明確化、及び組織の見直し等について、「もんじゅ」の保安規定の変更を行う。

保安規定の変更も踏まえ、今後も「もんじゅ」においては保守管理に係る計画(P)、実施(D)及び評価(C)並びに改善(A)の各段階において、品質マネジメントシステムの継続的な改善に向けた活動に取り組んでいく。

以上

\*1: 高速増殖原型炉もんじゅにおける点検間隔等の変更に係る保守管理上の不備に関する根本原因分析の報告書（平成 25 年 12 月）

\*2: 原子力安全・保安院及び原子力安全基盤機構による「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取組を評価するガイドライン(平成 19 年 11 月 1 日)」に記載された「8-2-1 安全文化要素の設定」にて 14 項目として設定された安全文化の要素。

14 項目は、(1)トップマネジメントのコミットメント、(2)上級管理者の明確な方針と実行、(3)誤った意思決定を避ける方策、(4)常に問いかける姿勢、(5)報告する文化、(6)良好なコミュニケーション、(7)説明責任・透明性、(8)コンプライアンス、(9)学習する組織、(10)事故・故障等の未然防止に取り組む組織、(11)自己評価または第三者評価、(12)作業管理、(13)変更管理、(14)態度・意欲。

別添資料-1: 高速増殖原型炉もんじゅにおける点検間隔等の変更に係る保守管理上の不備に関する根本原因分析の報告書の概要について

別添資料-2: 原子炉等規制法第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定変更命令への対応について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令について(平成 25 年 5 月 29 日 原管 P 発第 1305294 号)(抜粋)

第37条第3項の規定に基づき、もんじゅについて、安全文化の劣化等に対し、組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、組織内における役割分担並びに責任及び権限を確認した上で、下記を踏まえ、保安規定の変更を命ずる。

記

- 1 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。
- 2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。
- 3 経営層及び発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。
- 4 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること。

## 高速増殖原型炉もんじゅにおける点検間隔等の変更に係る保守管理上の不備に関する根本原因分析の報告書の概要について

平成 25 年 12 月

### 1. はじめに

平成 25 年 1 月 31 日に原子力規制委員会へ報告した「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検間隔等の変更に係る保守管理上の不備」について、原子力規制庁による立入検査(2 月 14 日、15 日)、保安検査(3 月 4 日～22 日)等による事実確認が行われた。

その後、平成 25 年 5 月に原子力規制委員会から、この立入検査等を踏まえて評価が行われ、組織的背景要因に関して、「当委員会が重要と考えるトップマネジメント、コンプライアンス、職員の意欲の低下等の項目が分析されておらず、当委員会としては、現時点におけるJAEAによる組織的要因等根本原因に係る分析は不十分であると判断する。また、JAEAにおいては、過去からの組織的背景要因が未だに解決されずに残っているものと考えられる。」と指摘された。また、もんじゅの安全文化の劣化等に対し、組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、保安規定を変更する等の命令を受けた<sup>※1</sup>。

このため、1 月の報告以降 6 月末までに明らかとなった新たな機械保修課、燃料環境課における保守管理上の不備に係る事象も含めて、組織的要因等の根本原因分析を拡充して実施した。

※1:「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定の変更命令について」(原管 P 発第 1305294 号 平成 25 年 5 月 29 日)

### 2. 根本原因分析の対象

根本原因分析では、事実確認の内容を時系列に整理し、点検計画作成の段階、点検計画変更の段階などに発生している問題点を抽出し、その中から主たる問題事象を特定し、その背後要因の分析を行った。

今回の分析対象は次のとおり。

#### (1) 今回の「保守管理上の不備」に係る調査・分析

- ①電気保修課の不備(平成 25 年 1 月原子力規制委員会報告済)
- ②新たな機械保修課の不備(平成 25 年 3 月保安検査で指摘)
- ③新たな燃料環境課の不備(平成 25 年 6 月保安検査で指摘)

#### (2) トップマネジメントのコミットメントに係る調査・分析

#### (3) 過去の根本原因分析等に係る調査・評価

(添付資料-1 もんじゅ保守管理上の不備に係るRCAの取組み概要)

### 3. 根本原因分析の結果

#### 3-1 過去に根本原因分析等を実施したにも拘らず、不備が繰り返された原因

過去のトラブルに係る根本原因分析の結果とそれらの対策の取り組み状況を、今回の保守管理上の不備と比較した。その結果、過去の RCA 結果に基づく幾つかの対策と同様

の対策が今回の「保守管理不備」に対しても必要とされており、結果として過去のトラブルに係る組織要因が解決されずに残っている。

その原因としては、具体的な対策を計画する際、十分検討しないままに対策を施しており、一部で対策の効果が十分でないものが見られた。また、対策実施後に原因となった組織要因に対する改善効果があったかどうかなどについて、現場の第一線まで効果の確認が必ずしも十分でなかった等、対策の有効性についてのフォローが十分なものでなかった。

一方、後述する今回の「保守管理不備」に係る RCA の結果からは、安全文化の要素の全般において劣化兆候が確認されており、原子力施設の安全確保には不可分である安全文化が醸成されていないことがトラブルを繰り返している重大な要因と考えられる。

このため、今回のような事態を繰り返さないために、今後は、具体的な対策の策定時に効果の確認(実効的な対策であることや対策によって発生する副作用等)及び対策の実施後に対策の有効性の評価(担当者等へのインタビュー等による対策の浸透具合の確認等)を行い、その結果のフィードバックを行って取り組みが定着するよう確実にフォローしていく必要がある。

### 3-2 今回の保守管理の不備を引き起こした代表的な組織要因

各不備事象に関する要因及び上記 2-1 の過去の RCA 結果に対する要因を含めて分析・評価した結果として得られた主な背後要因について、JOFL(JNESの組織要因表)の視点に基づき組織要因を整理し、さらに、抽出された組織要因を「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取り組みを評価するガイドライン(原子力安全・保安院 平成 19 年 11 月 1 日)」<sup>※2</sup>に示される安全文化の 14 要素の分類に基づき、安全文化の劣化の視点から組織要因を整理、評価した。その結果、安全文化の要素全般において劣化兆候が確認された。

※2: ガイドラインは、原子力安全基盤機構「安全文化の理解と評価のための手引き (JNES-SS-0615-1)」と同じものである。

(添付資料-2 安全文化の視点からの主な組織要因の整理、評価と対策提言)

安全文化の劣化兆候が確認された代表的な組織要因として、以下があげられる。

- (1) トップマネジメントのコミットメントが現場の第一線まで浸透していない
- (2) 上級管理者の明確な方針と実行が十分に行われていない
- (3) 誤った意思決定を避けるためのチェック機能が効果的に働いていない
- (4) 経営と現場及び職場内のコミュニケーションが有効に機能していない
- (5) 自ら定めたルールを守る等のコンプライアンス意識の徹底が図られていない
- (6) 技術力を維持・向上させる等、学ぶ姿勢が不足している
- (7) 作業管理のPDCAが回っていない
- (8) 管理者のリーダーシップや意欲が低下している

それらを踏まえた組織要因と対策提言の具体例を以下に示す。

#### (1) トップマネジメントのコミットメントが現場の第一線まで浸透していない

トップマネジメントが安全を最優先するという明確なメッセージを現場の第一線の業務にまで浸透しておらず、更には保全計画の遂行に必要な資源の配分が十分になされていない。

[対策提言] トップマネジメントは、安全確保を最優先とするメッセージを浸透させ、機構業務に確実に反映させるために必要な組織体制の強化や仕組みの構築を図ること。あわせてメッセージに見合う保全計画の遂行に必要な資源配分を確実にすること。

#### (2) 上級管理者の明確な方針と実行が十分に行われていない

所長は、トラブル等によって保全サイクルが長期化しているにも拘らず、保守管理の実施方針に示された保守管理活動を評価し改善することに取り組んでいなかった。また、センター幹部は、日常の保守管理を通して保全プログラムを充実・発展させ、最適化するためのマネジメントについて長期視点で取り組むことが十分でなかった。さらに、安全統括部長、統括監査の職及び安全監査室長は、安全監査に必要な専門知識や経験を持つ監査員を確保するための環境整備や監査員が不足しており、監査機能が十分に発揮されなかった。

[対策提言] 所長は、保守管理活動が確実にできる業務フローを明確にしてルール化し、保守管理活動の定期的な評価・改善などの取り組みを確実に実施すること。また、センター幹部は、日常の保守管理を通してプラント状態に応じた保全プログラムの最適化のため、プラント保全管理の実践経験を有する者を配置する等して長期的な目標・視点を持って高速炉の保全プログラムとして組織的に取り組むこと。さらに、経営層は、安全監査に必要な専門知識や経験を持つ監査員を確保するための環境整備を行うための組織の見直し、必要な経営資源の投入を行うこと。

#### (3) 誤った意思決定を避けるためのチェック機能が効果的に働いていない

センター幹部、ライン職及び会議体は、保安規定に明記のない事項について別にルールを制定すれば対処できるとする等、保安活動における意思決定にあたって、本来のチェック機能が効果的に働いていない。

[対策提言] センター幹部は、ルールの制改定にあたって、保安規定との整合を確実にするよう、ライン職や会議体でのチェックと品質保証部門による横串が機能する仕組みを構築すること。

#### (4) 経営と現場及び職場内のコミュニケーションが有効に機能していない

運営管理室長及びプラント保全部長は、点検工程と試験工程の整合を現場に確認せず、経営層や所長へ点検工程の確保を意見できなかつたこと、また経営層及び所長も、点検工程の確保等に係る現場とのコミュニケーションが不足した。さらに、点検業務の課題を解決するようなこと及び点検期限が超過することについて、保守担当と課長間でコミュニケーションが取れていない。

[対策提言] 経営と現場との連携を密にするための経営支援組織の在り方を見直し、保全計画の実施を確実にする等の現場の課題について、経営層からセンター幹部及

び現場までのコミュニケーションが円滑に行われるように、組織体制の強化を含めた情報伝達経路と手段の見直しを行うこと。また、報告・連絡・相談の徹底化を通じて、点検業務の課題を明確にしてこれを共有し、オープンな議論を重ねて課題を解決するよう、保守担当者との良好なコミュニケーションに努めること。

**(5) 自ら定めたルールを守る等のコンプライアンス意識の徹底が図られていない**

センター幹部が、保全計画と整合した点検工程を確保するという保安規定遵守の意識が欠けており、点検計画を遵守できていない等、ルールが遵守されていない。

[対策提言]センター職員は、保安規定を遵守するというコンプライアンス意識を徹底し、ルールに従った業務の実施を確実にすること。

**(6) 技術力を維持・向上させる等、学ぶ姿勢が不足している**

所長は技術伝承のための人的配置計画が適切でなかったこと等、組織各層の構成員の育成と動機付けを図り、組織の技術力を維持・向上させる取り組みが行われていない。また、プラント保全部において、十分な検証を行わないままにメカ推奨値には安全裕度が加味され保守的であると判断しており、保安活動に関連する知見・情報・データの活用において適切なマネジメントがなされていなかった。

[対策提言]所長は、組織各層の構成員の力量を維持するため、長期的視野で次代を担う人材の配置と育成を行い、技術的知見・経験の蓄積による技術力の維持・向上を図ること。また、プラント保全部長は、保安活動に関連する知見・情報・データの根拠について、設計・製作を担当した元請メカの実験・知見を一元化して利用できるようにするとともに、これらデータ等の管理について先行的に取り組みを行っている原子炉施設の知見を学び、安全の確保を確実にして業務に適用すること。

**(7) 作業管理のPDCAが回っていない**

プラント保全部長及び電気必修課長は、点検計画を遵守できるプラント工程の検討を行っていない。また、プラント保全部長は、保全の有効性評価の部内サポートや点検計画のマネジメントを行っていない。さらに、点検期限の超過の調査において調査方法の統一化や共有化が行われていない。

[対策提言]センター職員は、「段取り八分」と言われる作業計画を十分に検討し、無理のない工程計画、作業条件、作業環境の整備等について、先行的に取り組みを行っている原子炉施設の知見を学び、マネジメントを確実にして計画に基づく作業管理を適切に行うこと。

**(8) 管理者のリーダーシップや意欲が低下している**

必修計画課長は、点検計画の管理等は保守担当課で行うべきとして自らの保安規定の職務である保守の計画及び管理を行わなかったこと、プラント保全部長及び必修計画課長は月間レビューの確認、管理を怠ったこと、さらに、必修計画課長及び電気必修課長は点検期限の超過の調査において調査方法の統一化等を行わなかった等、管理者のリーダーシップ、管理の意欲や姿勢の向上等に取り組んでいない。

[対策提言]プラント保全部の管理職は、自らの担当職務を正しく認識して保安規定に基づく保全計画の厳格な遵守に努め、保守管理活動にあたっては、自らの責任の下、権限の委譲と実施責任を与えて業務を遂行させるとともに、実施状況を自ら確認して業務の完遂を確実にするようリーダーシップの発揮に取り組むこと。

#### 4. まとめ

分析の結果、安全文化の要素である「トップマネジメントのコミットメント」、「上級管理者の明確な方針と実行」、「誤った意思決定を避ける方策」、「良好なコミュニケーション」、「コンプライアンス」、「作業管理」、「態度や意欲」等の全般において組織要因が見いだされた。それら組織要因を整理すると次の5項目にまとめられる。

- ① プラントの長期停止により、現場での運転保守を通じた技術実証活動を行えず、技術力が低下した
- ② 保守管理上の課題に関するトップマネジメントのコミットメントや担当者への指導・フォロー、技術継承への取り組みなど管理職層のマネジメント力が不足している
- ③ 「段取り八分」と言われる作業計画が十分に検討されておらず、保守管理活動においてPDCAサイクルの計画(P)が不足している
- ④ 職員の育成と動機付けを図り、組織の技術力や法令遵守に係る理解や意識を維持・向上させる取り組みが適切に行われおらず、業務遂行にあたり具備すべき技量や意識が不足している
- ⑤ 職員の日常業務への意欲や姿勢の向上、モチベーションの高揚に十分に取り組んでおらず、業務遂行のためのコミュニケーションや意欲が不足している

これらを含めた主たる組織要因に対しは、3-2項の「対策提言」としてとりまとめた。

もんじゅは過去のトラブル等の経験を通じて、現場の保守管理等に係るマネジメント力が不足していたことから、重点的な教育の実施や機構内の他職場からの要員補強などに取り組んできた。しかしながら、再び今回の「保守管理の不備」を招いたことは、これらの対策が十分でなかったことを示している。このためセンター幹部は、管理職層が具備すべき力量に係る教育プログラムを整備するとともに、先行的に取り組みを行っている原子力施設のマネジメントに係る知見を学び、マネジメント力の育成・向上を図る必要がある。また、所長は、組織各層の構成員の力量を維持するため、長期的な視野で次代を担う人材の配置と育成を行い、技術的知見・経験の蓄積により技術力の維持・向上を図る必要がある。

経営は、トップマネジメントのコミットメントとして安全確保を最優先とした事業の推進に必要な資源配分を確実にするとともに、品質方針および安全文化醸成活動に係る方針を再検討し、安全確保の目標を達成するために必要な組織体制の強化や仕組みの再構築を図る必要がある。また、安全監査に必要な専門知識や経験を持つ監査員を確保するための組織の見直しや必要な資源投入を行う必要がある。

加えて、機構役職員は、今回の問題が業務遂行に必要な技量や管理意識の不足、業務のルールやプロセスの不備の放置、コンプライアンス意識の不足など、組織人としての基本とも言える能力や意識の不足に起因していることを重く受け止め、もんじゅのみの問題と

捉えることなく自ら技量の研鑽や意識改革に努め、失敗は二度と許されないとの強い信念のもと、信頼の回復に努めていく必要がある。また、職場での意識改革やコミュニケーションの活性化を進め、良好な職場風土を醸成していく必要がある。

以 上

添付資料-1 もんじゅ保守管理上の不備に係るRCAの取組み概要

添付資料-2 安全文化の視点からの主な組織要因の整理、評価と対策提言

# もんじゅ保守管理上の不備に係るRCAの取り組み概要

原子力規制委員会の評価(指摘): トップマネジメント、コンプライアンス、職員の意欲の低下等の項目の分析不足

## 今回の「保守管理の不備」に係る調査・分析

### 保守管理不備に係る事実確認

- ・電気保修課の不備  
(平成25年1月原子力規制委員会報告済)
- ・新たな機械保修課の不備  
(平成25年3月保安検査で指摘)
- ・新たな燃料環境課の不備  
(平成25年6月保安検査で指摘)

- ・時系列の作成
- ・問題点の抽出

根本原因分析  
「SAFER」による分析

## トップマネジメントに係る調査・分析

### トップマネジメントのコミットメントに係る調査

- ・品質方針／安全文化醸成活動方針の策定経緯

方針策定に係る変更分析  
品質方針／安全文化醸成活動方針

## 過去のRCA等に係る調査・評価

### 対策取り組みに係る調査

- 1) Na漏えい検出器の不具合(平成20年3月)
- 2) Na漏えい検出器の点検体制等(平成20年9月)
- 3) 屋外排気ダクトの腐食孔の確認(平成20年9月)
- 4) 炉内中継装置の落下による変形(平成22年8月)
- 5) 非常用D/Gシリンダライナーひび割れ(平成22年12月)
- 6) 安全性総点検に係る対処・報告(平成22年2月)

対策提言と対策の実施内容の充足性評価

① 主な「背後要因」を抽出

② 背後要因から「組織要因」を特定

「トップマネジメントに係る調査・分析」の結果を盛り込む。

③ JOFLの視点に基づく組織要因で整理

JOFL: JNES Organization Factors List (JNESの組織要因表)  
JOFLの視点: JOFLに記載されている分類ごとの視点

更に、

④ 安全文化の劣化の視点\*から組織要因を整理、評価

\*「規制当局が事業者の安全文化・組織風土の劣化防止に係る取り組みを評価するガイドライン(保安院 H19.11.1)」に示される安全文化の14要素に基づく整理、評価

⑤ 安全文化の視点からの主な組織要因の評価に対する対策を提言

(添付資料-2)

## 安全文化の視点からの主な組織要因の整理、評価と対策提言

安全文化の要素	主な組織要因の評価結果	主な対策提言
1. トップマネジメントのコミットメント	<p>トップマネジメントが安全を最優先するという明確なメッセージを現場の第一線の業務にまで浸透しておらず、更には保全計画の遂行に必要な資源の配分が十分になされていない。</p> <p>理事長が示す組織の方針が実際の現場で発生したことを反映しておらず、現場で安全確保の目標の達成を確実にするような活動ができる方針となっていない。</p>	<p>トップマネジメントは、安全確保を最優先とするメッセージを浸透させ、機構業務に確実に反映させるために必要な組織体制の強化や仕組みの構築を図ること、あわせてメッセージに見合う保全計画の遂行に必要な資源配分を確実にすること</p> <p>トップマネジメントは、組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時マネジメントレビューを開催する等して品質方針及び安全文化醸成活動に係る活動方針を再検討するとともに、安全確保の目標を達成するために必要な組織体制の強化や仕組みの再構築を図ること</p>
2. 上級管理者の明確な方針と実行	<p>所長は、トラブル等によって保全サイクルが長期化しているにも拘らず、「保守管理の実施方針」に示された保守管理活動を評価し改善することに取り組んでいなかった。</p> <p>センター幹部は、日常の保守管理を通して保全プログラムを充実・発展させ、最適化するためのマネジメントについて長期視点で取り組むことが十分でなかった。</p> <p>センター幹部は安全を最優先した資源計画(予算計画、人員計画、保守・保全計画)の立案と実行が十分でなく、保全計画の遂行に必要な予算や人員が不足していた。これらについて、敦賀本部を含む組織部署及び会議体の相互関係における責任と権限が明確になっておらず、実施義務が認識されていない。</p> <p>安全統括部長、統括監査の職及び安全監査室長は、安全監査に必要な専門知識や経験を持つ監査員を確保するための環境整備や監査員が不足しており、監査機能が十分に発揮されなかった。</p>	<p>所長は、保守管理活動が確実にできる業務フローを明確にしてルール化し、「保守管理の実施方針」に示された保守管理活動の定期的な評価・改善などの取り組みを確実に実施すること</p> <p>センター幹部は、日常の保守管理を通してプラント状態に応じた保全プログラムの最適化のため、プラント保全管理の実践経験を有する者を配置する等して長期的な目標・視点を持って高速炉の保全プログラムとして組織的に取り組むこと</p> <p>センター幹部は、安全を最優先した資源計画(予算計画、人員計画、保守・保全計画)の合理的な立案と実行により、保守管理に必要な資源の確保を確実にすること。 また、経営は、もんじゅにおける資源計画に係る組織部署及び会議体の責任と権限が明確な体制とし、実施義務を認識させること</p> <p>経営層は、安全監査に必要な専門知識や経験を持つ監査員を確保するための環境整備を行うための組織の見直し、必要な経営資源の投入を行うこと</p>
3. 誤った意思決定を避ける方策	<p>センター幹部、ライン職及び会議体が、設備の安全確保のために必要な点検工程の確保の意識に欠け、また、予算、組織、工程等の理由であれば不適合管理を簡便に処理できるように改定する等、安全に関わる誤った意思決定や組織の閉鎖性(集団浅慮)が認められる。</p> <p>センター幹部、ライン職及び会議体が、保安規定に明記のない事項について別にルールを制定すれば対処できる等、保安活動における意思決定にあたって、本来のチェック機能が効果的に働いていない。</p>	<p>センター幹部は、設備に係る不適合事象が発生した場合には設備の安全確認への取り組みを第一とし、必要な点検工程の確保を確実にすること。また、予算等の理由で不適合管理を簡便に処理する等の安全に関わる誤った意思決定や組織の閉鎖性(集団浅慮)を排除するための具体的な方策を確立し機能させること</p> <p>センター幹部は、ルールの制改定にあたって、保安規定との整合を確実にするよう、ライン職や会議体でのチェックと品質保証部門による横串が機能する仕組みを構築すること また、本部はチェック機能が徹底されるよう支援を行うこと</p>
4. 常に問いかける姿勢	<p>センター幹部、ライン職及び会議体が保安規定にない事項を別にルールを制定して対処していることや、点検期限を管理する仕組みを構築するしておらず、また、点検工程と試験工程の整合を確認しない等、立ち止まって再考するなど、疑問を持つ姿勢に欠け、慎重な意思決定をしていない。</p>	<p>センター幹部は、ルールの制改定や仕組みの構築、点検と試験工程の整合確認等を行う場合には、慎重な意思決定を行うために、常に立ち止まって、疑問を持って再考することが確実に業務で行われるよう仕組みを構築すること</p>
5. 報告する文化	<p>点検超過した機器の存在が明らかになった際に、所長はさらに情報の整理が必要と判断したことや、保守担当課員は少しくらいなら設備の健全性は維持されると考えて必要な箇所への報告を怠っている。</p>	<p>センター幹部は、悪い情報や個人エラー等、組織にとって望ましくない情報を懸念なく報告できる職場の雰囲気醸成させること このために、報告・連絡・相談の徹底化を図るため、報告者、受領者の双方に対する教育を行うとともに、実践にあたっては報告者に対して、その対策や結果をフィードバックし行為の価値を認める等、「やらされる報連相」から「積極的な報連相」へと意識の改革を図ること</p>
6. 良好なコミュニケーション	<p>運営管理室長及びプラント保全部長が、点検工程と試験工程の整合を現場に確認せず、経営層や所長へ点検工程の確保を意見できなかったこと、また経営層及び所長は、点検工程の確保等に係る現場とのコミュニケーションが不足したことや、プラント保全部長が部内での情報共有を図らなかった等、コミュニケーションが有効に機能していない。</p> <p>経営支援組織として敦賀本部に設けたもんじゅ総括調整グループと現場の連携が悪く、組織的な対応が迅速に行われておらず、コミュニケーションが有効に機能していない。</p> <p>点検業務の課題を解決するようなこと及び点検期限が超過することについて、保守担当と課長間でコミュニケーションが取れていない。</p>	<p>経営と現場との連携を密にするための経営支援組織の在り方を見直し、保全計画の実施を確実にする等の現場の課題について経営層からセンター幹部及び現場までのコミュニケーションが円滑に行われるように、組織体制の強化を含めた情報伝達経路と手段の見直しを行うこと</p> <p>保守担当課長は、報告・連絡・相談の徹底化を通じて点検業務の課題を明確にしてこれを共有し、オープンな議論を重ねて課題を解決するよう、保守担当者との良好なコミュニケーションに努めること</p>
7. 説明責任・透明性	<p>所長及びプラント保全部長は、点検期限超過の機器の存在が明らかとなった時点で、関係箇所へ迅速に連絡していない。</p>	<p>センター幹部は、説明を要する事態が発生した場合に、地元住民や国民、規制当局にタイムリーで透明性の高い情報提供を確実にすること</p>

安全文化の要素	主な組織要因の評価結果	主な対策提言
8.コンプライアンス	<p>センター幹部、ライン職や会議体において、点検期限を管理して点検計画が遵守出来るようなルールのタイムリーな見直し確認が出来ていなかったことや、予算、組織、工程等の理由で不適合を簡便に処理する等、ルールの目的に適合していない。</p> <p>ライン職や会議体において、保安規定に記載がない場合に別のルールを制定し、対処することを可としたことや、運営管理室長及びプラント保全部員は、既存のルールに従った取り組みを行っていない等、ルールが遵守されていない。</p> <p>運営管理室長は、トラブル等により試験工程が定まらなかったことから、工程管理要領に従った現地マスター工程(年間)が制定できないことがあり、点検工程の調整が出来ていない等、ルールが遵守されていない。</p> <p>センター幹部が、保全計画と整合した点検工程を確保するという保安規定遵守の意識が欠けて点検計画を遵守出来ない等、ルールが遵守されていない。</p>	<p>センター幹部は、点検期限管理の導入のような設備の安全確保に結びつくルールの見直し・変更を行う場合、業務に対する要求事項のレビューによって安全性への影響の評価等をタイムリーに実施するとともに、品質保証室長は、不適合の簡便な処理等のルールの目的に適合していない処置を排除することを確実にすること</p> <p>センター職員は、保安規定を遵守するというコンプライアンス意識を徹底し、ルールに従った業務の実施を確実にすること。また、職員自らがこれを確実にするための具体化に取り組むこと</p>
9.学習する組織	<p>プラント保全部員が、点検期限、点検期間等の考え方を理解していないことや、プラント保全部の管理職が、保全の有効性評価へのフォローを行っていないこと、更には、品質保証室長及び保修計画課長が、要領類の制改定時にその内容を事前に教育していないこと、また、所長は技術伝承のための人的配置計画が適切でなかったこと等、組織各層の構成員の育成と動機付けを図り、組織の技術力を維持・向上させる取り組みが行われていない。特にプラント保全部の管理職は、職務遂行にあたって本来持たなければならないマネジメント力が不足していた。</p> <p>プラント保全部において、十分な検証を行わないままにメーカ推奨値には安全裕度が加味され保守的であると判断しており、保安活動に関連する知見・情報・データの活用において適切なマネジメントがなされていなかった。</p> <p>プラント保全部において、点検期限超過に係る不適合管理が適切に出来ておらず、他発電所での事象から得られた知見や教訓を学習し、改善活動に反映していない。</p> <p>統括監査の職及び安全監査室長は、安全監査に必要な専門知識の付与や監査能力の維持向上に努めておらず、監査員の力量が不足していた。</p>	<p>プラント保全部の管理職は、教育やフォローを通じて、保守管理担当者の点検期限管理の理解や保全の有効性評価の実施を確実にすること、また品質保証室長及び保修計画課長は、要領類の制改定時にその内容を事前に教育することを徹底する等、ライン職は、組織各層の構成員の育成と動機付けを図り、組織の技術力の維持・向上に取り組むこと</p> <p>センター幹部は、管理職層の職務遂行にあたって本来持たなければならない力量に係る教育プログラムを整備するとともに、先行的に取り組んでいる原子炉施設のマネジメントに係る知見を学び、マネジメント力の育成・向上を図ること</p> <p>所長は、組織各層の構成員の力量を維持するため、長期的視野で次代を担う人材の配置と育成を行い、技術的知見・経験の蓄積による技術力の維持・向上を図ること</p> <p>プラント保全部長は、保安活動に関連する知見・情報・データの根拠について、設計・製作を担当した元請メーカーの経験・知見を一元化して利用できるようにするとともに、これらデータ等の管理について先行的に取り組んでいる原子炉施設の知見を学び、安全の確保を確実にして業務に適用すること</p> <p>プラント保全部長は、他発電所での事象から得られた知見や教訓について、情報の入手範囲を見直して積極的に収集し学習や改善活動を確実にすること</p> <p>統括監査の職及び安全監査室長は、監査員への事業に係る知識の付与や監査能力を確保するための力量の設定、評価に係る仕組みを強化すること</p>
10. 事故・故障等の未然防止に取り組む組織	<p>ライン職及び会議体が、予算、組織、工程等の理由で不適合を簡便に処理し、是正処置や予防処置につながらない仕組みとされていることや、プラント保全部において、点検期限超過を不適合として管理しておらず、問題の検出や未然防止の取り組みが行われていない。</p>	<p>センター幹部は、予算等の理由で不適合を簡便に処理する等、安全に関わる誤った意思決定や組織の閉鎖性(集団浅慮)を排除し、原因を除去するという不適合管理を確実にして、事故・故障等の未然防止に努めること</p>
11.自己評価または第三者評価	<p>所長は、トラブル等による工程遅延で保全サイクルが長期化しているにも拘らず定期的に行うとした保守管理活動の評価を行っていない。</p>	<p>所長は、保守管理活動を適切なスパンで評価するようにルール化し、継続的な改善に努めることを確実にすること</p>
12.作業管理	<p>プラント保全部長及び電気保修課長が、データが膨大で人の手で管理することが困難であったにも拘らず、管理するシステムの導入や要員の補充等の環境整備、資源確保に係るマネジメントを適切に行っていない。</p> <p>プラント保全部長及び電気保修課長が、点検計画を遵守できるプラント工程の検討が行われていないこと、及びプラント保全部長は、保全の有効性評価の部内サポートや点検計画のマネジメントを行っていない。</p> <p>プラント保全部長、保修計画課長及び電気保修課長が、点検期限超過の調査方法の共有を図っていない。</p> <p>電気保修課長が、調査のデータの一元管理を行わなかったこと等、作業管理の問題が認められる。</p>	<p>所長、プラント保全部長及びプラント管理部長は、保守管理に係るデータや作業の処理を確実にするため、先行的に取り組んでいる原子炉施設のマネジメントに係る知見を学び、管理するシステムの導入や要員の補充等の環境整備、資源管理の適切化を図ること</p> <p>センター職員は、「段取り八分」と言われる作業計画を十分に検討し、無理のない工程計画、作業条件、作業環境の整備等について、先行的に取り組んでいる原子炉施設の知見を学び、マネジメントを確実にし計画に基づく作業管理を適切に行うこと</p>
13.変更管理	<p>電気保修課長が、点検期限が明確となった点検計画を遵守するためのプラント工程の検討が十分でなかったことや、プラント保全部において、新しい保全サイクルに係る点検計画が制定された際に、年度当初に発注された計画の見直しを行わなかったこと等、ルールや手順の変更時に、安全性への影響等を適切に評価して管理することが行われていない。</p>	<p>プラント保全部の管理職は、点検期限管理の考え方や点検計画が見直される等、ルールや手順の変更時には、業務に対する要求事項のレビューによって安全性への影響等を適切に評価して管理することを確実にすること</p>

安全文化の要素	主な組織要因の評価結果	主な対策提言
14.態度や意欲	電気保修課では、日頃から課内コミュニケーションが良くなく、担当者が行った保全の有効性評価で受けた指摘を課長等へ相談することなく評価を諦めており、従業員の日常業務の意欲や姿勢の向上、モチベーションの維持・高揚への取り組みが見られない。	プラント保全部の管理職は、部員が抱える課題や業務の状況に対して、常に問いかける姿勢を保ち報連相の習慣化を図り日頃から部員との良好なコミュニケーションを行うことにより、部員の業務への意欲や姿勢の向上、モチベーションの維持・高揚を図るとともに良好な職場風土の醸成に取り組むこと
	プラント保全部において、保全の有効性評価に係る課題の共有化が図られておらず、その課題解決に取り組んでいないなど、良好な職場風土の醸成に取り組んでいない。	
	保修計画課長が、点検計画の管理等は保守担当課で行うべきとして自らの保安規定の職務である保守の計画及び管理を行わなかったことや、プラント保全部長及び保修計画課長が、月間レビューの確認、管理を怠ったこと、更には、保修計画課長及び電気保修課長が、点検期限の超過の調査において調査方法の統一化を行わなかった等、管理者のリーダーシップ、管理の意欲や姿勢の向上等に取り組んでいない。	プラント保全部の管理職は、自らの担当職務を正しく認識して保安規定に基づく保全計画の厳格な遵守に努め、保守管理活動にあたっては、自らの責任の下、権限の委譲と実施責任を与えて業務を遂行させるとともに、実施状況を自ら確認して業務の完遂を確実にするようリーダーシップの発揮に取り組むこと

原子炉等規制法第 37 条第 3 項の規定に基づく保安規定変更命令への対応について

表中の根本原因分析報告書は、「高速増殖原型炉もんじゅにおける点検間隔等の変更に係る保守管理上の不備に関する根本原因分析の報告書」を示す。

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
<p>1 経営層は、もんじゅの運営にあたり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●根本原因分析報告書の「トップマネジメントは、安全確保を最優先とするメッセージを浸透させ、機構業務に確実に反映させるために必要な組織体制の強化や仕組みの構築を図ること、あわせてメッセージに見合う保全計画の遂行に必要な資源配分を確実にすること。」を反映するため、改革に先立ち、理事長は、自らの言葉で今後の安全に対する姿勢の宣言を役職員へ周知徹底するとともに社会に公表した。(平成 25 年 9 月 26 日) 「松浦宣言-安全文化の向上と堅持に向けて-」</li> <li>●理事長の諮問に応じて、中央安全審査・品質保証委員会（平成 25 年 8 月 27 日）において、もんじゅの根本原因分析に係る報告書の対策提言を踏まえた平成 25 年度の活動方針等の見直しについて審議を行った。</li> <li>●中央安全審査・品質保証委員会（平成 25 年 8 月 27 日）の審議を踏まえ、理事長によるマネジメントレビュー（平成 25 年 9 月 9 日及び 10 月 21 日）において、品質方針、安全文化醸成及び法令遵守の活動方針の見直しを行い、方針の改正（平成 25 年 11 月 1 日）を実施した。                      &lt;改正した原子力安全に係る品質方針（下線部：改正箇所）&gt;  <u>原子力安全に係る品質保証活動に当たっては、原子力施設の安全の確保を最優先に、また、高速増殖原型炉「もんじゅ」における保守管理上の不備問題から得られた教訓を踏まえ、安全文化を基礎として品質マネジメントシステムの下に保安活動を行い、業務の継続的な改善に取り組むこととし、品質方針を以下のとおり定める。</u>  <u>また、法令に基づき報告や是正を求められた事象は、従業員や施設の安全確保の観点から重要な課題であると認識し、再発防止に最大限に取り組んでいく。</u> </li> </ul>			

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>(1) 安全確保を最優先とする。</p> <p>(2) 法令及びルール（<u>自ら決めたことや社会との約束</u>）を守る。</p> <p>(3) <u>安全を最優先に資源を重点的に投入する。</u></p> <p>(4) <u>現場を重視し、リスクを考えた保安活動に努める。</u></p> <p>(5) <u>経営層と現場とのコミュニケーションを推進する。</u></p> <p>(6) <u>施設・設備の保守管理をレビューし、継続的な改善を進める。</u></p> <p>(7) 業務の品質目標を<u>具体的に設定して</u>、定期的にレビューする。</p> <p>&lt;改正した原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動方針（下線部：改正箇所）&gt;</p> <p>平成 25 年度の原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動に当たっては、<u>高速増殖原型炉「もんじゅ」における保守管理上の不備問題及び J-PARC における放射性物質の漏えい事故から得られた教訓を踏まえるとともに、継続的な改善活動に取り組むこととし、活動方針を以下のとおり定める。</u></p> <p>また、法令に基づき報告や是正を求められた事象は、従業員や施設の安全確保の観点のみならず、安全文化の醸成及び法令等の遵守の観点からも重要な課題であると認識し、再発防止に<u>最大限に取り組んでいく。</u></p> <p>(1) 安全確保を最優先とする。</p> <p>(2) 法令及びルール（<u>自ら決めたことや社会との約束</u>）を守る。</p> <p>(3) <u>安全を最優先に資源を重点的に投入する。</u></p> <p>(4) <u>現場を重視し、リスクを考えた保安活動に努める。</u></p> <p>(5) <u>経営層と現場とのコミュニケーションを推進する。</u></p> <p>●平成 25 年 11 月 1 日の品質方針、安全文化の醸成及び法令等の遵守に係る活動方針の改正を踏まえ、品質目</p>			

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	標、安全文化醸成に係る活動計画、関係法令及び規定の遵守に係る活動計画を見直し、活動を展開する。			
	<p>●保安規定変更命令の左記1を踏まえ、保安規定を次のとおり変更する。</p> <p>・根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、安全確保の目標を達成するために必要な組織体制の強化や仕組みの再構築を図ること。」を反映するため、品質目標を設定する際に、トップマネジメントである理事長が、保守管理目標についても確実に設定することを第3条5.4.1（品質目標）に規定する。今後は、年度単位で保守管理目標の達成度について、マネジメントレビューのインプット情報として理事長に報告する。</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1（3）a）参照）が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能なものとし、品質方針との整合をとる。</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 理事長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・<u>発電用原子炉施設</u>に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（<u>保守管理目標を含む。</u>）（7.1（3）a）参照）が設定されていることを確実にする。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能なものとし、品質方針との整合をとる。</p>	
	<p>・根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時マネジメントレビューを開催する等して品質方針及び安全文化醸成活動に係る活動方針を再検討するとともに、安全確保の目標を達成するために必要な組織体制の強化や仕組みの再構築を図ること。」を反映するため、経営層がもんじゅの運営にあたり、安全を最優先とした活動方針を定め、当該方針に基づく活動を実施させることを確実にするため、理事長マネジメントレビューの開催頻度を見直し、年度途中の状況の変化に柔軟に対応できるように、定期マネジメントレビューをこれまでの「あらかじめ定められた間隔」から「あらかじめ定められた間隔（原則として年度中期及び年度末）」とすることを保安規定第3条5.6.1（マネジメントレビュー）に規定する。</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、あらかじめ定められた間隔（<u>原則として年度中期及び年度末</u>）で品質マネジメントシステムをレビューする。</p>	
	<p>・根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、安全確保の目標を達成するために必要な組織体制の強化や仕組みの再構築を図ること。」を反映するため、マネジメントレビューのインプット情報に</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>目標の実施、品質方針の見直しの必要性に関する提案を行うことを第3条 5.6.2（マネジメントレビューへのインプット）に規定し、トップマネジメントとして確実にレビューする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>根本原因分析報告書の対策の提言にある「トップマネジメントは、安全確保を再優先とするメッセージを浸透させ、メッセージに見合う保全計画の遂行に必要な資源配分を確実にすること。」及び「経営は、もんじゅにおける資源計画に係る組織部署及び会議体の責任と権限が明確な体制とし、実施義務を認識させること。」を反映するため、マネジメントレビューのインプット情報に経営資源の配分に関する提案を行うことを第3条 5.6.2（マネジメントレビューへのインプット）に規定し、トップマネジメントとして確実にレビューする。</li> <li>根本原因分析報告書の対策提言にある「所長は、保守管理活動を適切なスパンで評価するようにルール化し、継続的な改善に努めることを確実にすること。」を反映するため、マネジメントレビューのインプット情報に経営資源の配分に関する提案を行うことを第3条 5.6.2（マネジメントレビューへのインプット）に規定する。</li> </ul>	<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 監査の結果</li> <li>b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</li> <li>c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</li> <li>d) 予防処置及び是正処置の状況</li> <li>e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</li> <li>f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</li> <li>g) 改善のための提案</li> </ul>	<p>める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 監査の結果</li> <li>b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</li> <li>c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果</li> <li>d) 予防処置及び是正処置の状況</li> <li>e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況</li> <li>f) 関係法令の遵守状況</li> <li>g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</li> <li>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</li> <li>i) 改善のための提案（方針の見直しの必要性、品質マネジメントシステムに係る経営資源の配分を含む。）</li> </ul>	
<p>2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コンプライアンスを徹底する取組を強化するため、保安規定第2条の2（関係法令及び規定の遵守）に次のとおり規定する。</li> <li>根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時マネジメントレビューを開催する等して安全文化醸成活動に係る活動方針を再検討する」を反映するため、理事長は関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動方針について年1回以上（原則として年度中期及び年度末）レビューを行うこととし、定期及び臨時のレビューについての強化を図る。</li> </ul>	<p>（関係法令及び規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び規定の遵守の重要性を周知するとともに、<u>安全統括部長</u>を指揮し、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動の<u>方針は</u>、毎年1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>（関係法令及び規定の遵守）</p> <p>第2条の2 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、前条に係る保安活動を実施するに当たり、関係法令及び規定の遵守が確実に行われるようにする。</p> <p>2 理事長は、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて関係法令及び規定の遵守の重要性を周知するとともに、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を指揮し、関係法令及び規定の遵守を確実にするための<u>活動の施策を毎年度、立案させ、定め</u>、活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、<u>理事長は、活動の方針について、毎年1回以上（原則として年度中期及び年度末）</u>レビューし、必要に応じて見直し</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>・根本原因分析報告書の対策の提言にある「トップマネジメントは、安全確保を最優先とするメッセージを浸透させ」を反映するため、活動施策がトップマネジメントのコミットメントであることの明確化を図る。</p>	<p>3 <u>安全統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</u></p> <p>4 <u>敦賀本部長は、安全品質推進部長に第2項、前項の関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び施策を踏まえた、経営企画部、安全品質推進部、業務統括部及びセンター（以下「敦賀本部」という。）における年度活動計画を立案させ、承認し、実施し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p>5 <u>安全品質推進部長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀本部における関係法令及び規定の遵守を図るための活動を推進する。</u></p> <p>6 第5条の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、関係法令及び規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	<p>を行う。</p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び活動の施策を敦賀事業本部、もんじゅ運営計画・研究開発センター（以下「センター」という。）及びもんじゅへ通知するとともに、当該年度の中期及び年度末の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善する。</u></p> <p>4 <u>敦賀事業本部長は、安全品質推進室長に第2項の関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び活動の施策を踏まえた敦賀事業本部及びセンターにおける年度活動計画を立案させ、承認し、実施し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p>5 <u>所長は、品質保証室長に第2項の関係法令及び規定の遵守を確実にするための活動の方針及び活動の施策を踏まえたもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、承認し、実施し、評価し、継続的に改善する。</u></p> <p>6 第5条の職務に従事する者は、第4項及び前項の活動計画に基づき、関係法令及び規定の遵守を図るための活動に取り組む。</p>	
	<p>●安全文化に係る醸成活動の取組を強化するため、保安規定第2条の3（安全文化の醸成）に次のとおり変更する。</p> <p>・根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時マネジメントレビューを開催する等して安全文化醸成活動に係る活動方針を再検討する」を反映するため、理事長は安全文化を醸成するための活動方針について年1回以上（原則として年度中期及び年度末）レビューを行うこととし、定期及び臨時のレビューについての強化を図る。</p> <p>・根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、安全確保を最優先とするメッセージを</p>	<p>（安全文化の醸成）</p> <p>第2条の3 組織は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化の醸成を図る活動を実施する。</p> <p>2 理事長は、安全文化を醸成するための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知するとともに、<u>安全統括部長</u>を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、活動の方針は、毎年1回以上レビューし、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3 <u>安全統括部長は、理事長の活動の方針を受けて、安全文</u></p>	<p>（安全文化の醸成）</p> <p>第2条の3 組織は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするため、安全文化の醸成を図る活動を実施する。</p> <p>2 理事長は、安全文化を醸成するための活動の方針を定め、組織に所属する全員に向けて原子力安全を最優先とすることの重要性を周知するとともに、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>を指揮し、安全文化の醸成を図るための活動の施策を毎年度、立案させ、定め、活動の状況について報告を受け、必要な指示を行う。なお、<u>理事長は、活動の方針について、毎年1回以上（原則として年度中期及び年度末）</u>レビューし、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、安全文化の醸成を図</u></p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>浸透させ」を反映するため、活動施策は、トップマネジメントのコミットメントであることの明確化を図る。</p>	<p>化の醸成を図るための活動の施策を毎年度、立案する。また、当該年度の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善を行う。</p> <p>4 敦賀本部長は、安全品質推進部長に第2項、前項の安全文化の醸成を図るための活動の方針及び施策を踏まえた、敦賀本部における年度活動計画を立案させ、承認し、実施し、評価し、継続的に改善する。</p> <p>5 安全品質推進部長は、前項に定める年度活動計画の立案を含め、敦賀本部における安全文化醸成に係る活動を推進する。</p> <p>6 第5条の職務に従事する者は、第4項の活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</p>	<p>るための活動の方針及び活動の施策を敦賀事業本部、センター及びもんじゅへ通知するとともに、当該年度の中期及び年度末の実施状況を取りまとめ、評価し、中央安全審査・品質保証委員会の審議及び前項の理事長の指示を受け、継続的に改善する。</p> <p>4 敦賀事業本部長は、安全品質推進室長に第2項の安全文化の醸成を図るための活動の方針及び活動の施策を踏まえた敦賀事業本部及びセンターにおける年度活動計画を立案させ、承認し、実施し、評価し、継続的に改善する。</p> <p>5 所長は、品質保証室長に第2項の安全文化の醸成を図るための活動の方針及び活動の施策を踏まえたもんじゅにおける年度活動計画を立案させ、承認し、実施し、評価し、継続的に改善する。</p> <p>6 第5条の職務に従事する者は、第4項及び前項の活動計画に基づき、安全文化の醸成を図るための活動に取り組む。</p>	
<p>3 経営層、発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。</p>	<p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「所長は、保守管理活動が確実にできる業務フローを明確にしてルール化し、「保守管理の実施方針」に示された保守管理活動の定期的な評価・改善などの取り組みを確実に実施すること。」を反映するため、所長をもんじゅの管理責任者とし、もんじゅの品質マネジメントシステムを評価し、マネジメントレビュー（原則として年度中及び年度末）にインプットすることを保安規定第3条5.5.2（管理責任者）に規定する。</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、安全統括部長を本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者、敦賀本部長を敦賀本部の管理責任者、統括監査の職を監査プロセスの管理責任者とする。</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.5.2 管理責任者 (1) 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長を本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者、敦賀事業本部長を敦賀事業本部及びセンターの管理責任者、所長をもんじゅの管理責任者、統括監査の職を監査プロセスの管理責任者とする。</p>	
	<p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、組織の方針を左右するような事象が現場で発生した場合、臨時マネジメントレビューを開催する等して品質方針及び安全文化醸成活動に係る活動方針を再検討するとともに、安全確保の目標を達成するために必要</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6 マネジメントレビュー 5.6.1 一般 (1) 理事長は、組織の品質マネジメントシステムが、引</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>な組織体制の強化や仕組みの再構築を図ること。」を反映するため、経営層がもんじゅの運営にあたり、安全を最優先とした活動方針を定め、当該方針に基づく活動を実施させることを確実にするため、理事長マネジメントレビューの開催頻度を見直し、年度途中の状況の変化に柔軟に対応できるように、定期マネジメントレビューをこれまでの「あらかじめ定められた間隔」から「あらかじめ定められた間隔（原則として年度中期及び年度末）」とすることを保安規定第3条5.6.1（マネジメントレビュー）に規定する。</p>	<p>き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、あらかじめ定められた間隔で品質マネジメントシステムをレビューする。</p>	<p>き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、あらかじめ定められた間隔（<u>原則として年度中期及び年度末</u>）で品質マネジメントシステムをレビューする。</p>	
	<p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、安全確保の目標を達成するために必要な組織体制の強化や仕組みの再構築を図ること。」を反映するため、マネジメントレビューのインプット情報に目標の実施、品質方針の見直しの必要性に関する提案を行うことを第3条5.6.2（マネジメントレビューへのインプット）に規定し、トップマネジメントとして確実にレビューする。</p> <p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「トップマネジメントは、安全確保を再優先とするメッセージを浸透させ、メッセージに見合う保全計画の遂行に必要な資源配分を確実にすること。」及び「経営は、もんじゅにおける資源計画に係る組織部署及び会議体の責任と権限が明確な体制とし、実施義務を認識させること。」を反映するため、マネジメントレビューのインプット情報に経営資源の配分に関する提案を行うことを第3条5.6.2（マネジメントレビューへのインプット）に規定し、トップマネジメントとして確実にレビューする。</p> <p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「所長は、保守管理活動を適切なスパンで評価するようにルール化し、継続的な改善に努めることを確実にすること。」を反映するため、マネジメントレビューのインプット情報に経営資源の配分に関する提案を行うことを第3条5.6.2（マネジメントレビューへのインプット）に規定</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況</p> <p>e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 g) 改善のための提案</p>	<p>（品質保証） 第3条 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <p>a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 c) プロセスの成果を含む実施状況（<u>品質目標の達成状況を含む。</u>）並びに検査及び試験の結果 d) 予防処置及び是正処置の状況 e) <u>安全文化を醸成するための活動の実施状況</u> f) <u>関係法令の遵守状況</u> g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案（<u>方針の見直しの必要性、品質マネジメントシステムに係る経営資源の配分を含む。</u>）</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>する。</p> <p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「プラント保全部の管理職は、点検期限管理の考え方や点検計画が見直される等、ルールや手順の変更時には、業務に対する要求事項のレビューによって安全性への影響等を適切に評価して管理することを確実にすること。」を反映するため、保安管理専門委員会において、保全計画の策定及び見直しに関する事項を審議することを、第8条（保安管理専門委員会の審議事項及び構成）に規定する。</p>	<p>（保安管理専門委員会の審議事項及び構成）</p> <p>第8条 保安管理専門委員会は、所長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめ保安管理専門委員会で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、前条第1項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、保安管理専門委員会において審議を必要とする以下の事項</p> <p>① 保安規定の変更</p> <p>② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項</p> <p>③ 第12条で定める原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>④ 第23条の2で定める試験使用期間中の特例に関する事項</p> <p>⑤ 第41条で定める崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る運転制限の除外に関する事項</p> <p>⑥ 運転管理に関する<u>センター</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑦ 燃料管理に関する<u>センター</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑧ 放射性廃棄物管理に関する<u>センター</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑨ 放射線管理に関する<u>センター</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑩ 保守管理に関する<u>センター</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑪ 改造の実施に関する事項</p> <p>⑫ 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>⑬ 性能試験の計画に関する事項</p>	<p>（保安管理専門委員会の審議事項及び構成）</p> <p>第8条 保安管理専門委員会は、所長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する以下の事項を審議する。ただし、あらかじめ保安管理専門委員会で定めた軽微な事項は除く。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安に関し、前条第1項第2号で定める中央安全審査・品質保証委員会において審議する事項</p> <p>(2) 原子炉施設の保安に関し、保安管理専門委員会において審議を必要とする以下の事項</p> <p>① 保安規定の変更</p> <p>② 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更に関する事項</p> <p>③ 第12条で定める原子炉施設の定期的な評価に関する事項</p> <p>④ 第23条の2で定める試験使用期間中の特例に関する事項</p> <p>⑤ 第41条で定める崩壊熱及び他の残留熱の除去に係る運転制限の除外に関する事項</p> <p>⑥ 運転管理に関する<u>もんじゅ</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑦ 燃料管理に関する<u>もんじゅ</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑧ 放射性廃棄物管理に関する<u>もんじゅ</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑨ 放射線管理に関する<u>もんじゅ</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑩ 保守管理に関する<u>もんじゅ</u>規則の制定、改定及び廃止</p> <p>⑪ 改造の実施に関する事項</p> <p>⑫ 保安教育の年間計画の策定に関する事項</p> <p>⑬ 性能試験の計画に関する事項</p> <p>⑭ <u>保全計画の策定及び見直しに関する事項</u></p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>●現行の保安規定第103条（建設段階における保守管理計画）では、第1項の一部以外については「組織は」と規定している。役割及び責任者は品質マネジメント文書の2次文書、3次文書で明確にしているが、根本原因分析報告書の対策提言にある「プラント保全部の管理職は、自らの担当職務を正しく認識して保安規定に基づく保全計画の厳格な遵守に努め、保守管理活動にあたっては、自らの責任の下で、権限の委譲と実施責任を与えて業務を遂行させるとともに、実施状況を自ら確認して業務の完遂を確実にするようリーダーシップの発揮に取り組むこと。」を反映するため、保安規定第103条（建設段階における保守管理計画）において、保守管理業務に係る役割及び責任を明確にする。</p>	<p>（建設段階における保守管理計画）</p> <p>第103条 保守管理を実施するに当たり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p>1. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を設定する。また、11. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 組織は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、11. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1. 保守管理目標達成のため、3. より 10. からの保全プログラムを策定する。また、11. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p>組織は、発電用原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として次の(1)から(5)の設備を選定する。</p> <p>(1) 「高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設に係る原子炉の設置変更許可（平成18・10・13 原第4号（平成20年2月19日付け）」に</p>	<p>（建設段階における保守管理計画）</p> <p>第103条 保守管理を実施するに当たり、<u>原子炉施設の安全を確保するために以下の保守管理計画を定める。保守管理に関する業務を確実に実施するために、「保守管理要領」を定める。また、本条において、安全管理課長、</u> <u></u> <u>保守計画課長、機械保修課長、電気保修課長、施設保全課長及び燃料環境課長を「保守担当課長」と定義する。</u></p> <p>1. 保守管理の実施方針及び保守管理目標</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、保守管理の継続的な改善を図るため、保守管理の現状等を踏まえ、保守管理の実施方針を設定する。また、11. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) <u>所長</u>は、保守管理の実施方針に基づき、保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また、11. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。</p> <p>2. 保全プログラムの策定</p> <p>組織は、1. 保守管理目標達成のため、3. より 10. からの保全プログラムを策定する。また、11. 保守管理の有効性評価の結果、及び保守管理を行う観点から特別な状態（6.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>3. 保全対象範囲の策定</p> <p><u>保守担当課長</u>は、発電用原子炉施設の中から保全を行うべき対象範囲として次の(1)から(4)の設備を選定する。</p> <p>(1) 「高速増殖炉研究開発センター高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設に係る原子炉の設置変更許可（平成18・10・13 原第4号（平成20年2月19日付け）」に</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>において定められた「安全機能の重要度分類」に基づき、信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 「<u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）</u>」に規定される設備</p> <p>(3) 「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（原子力規制委員会規則第10号）</u>」に規定される設備</p> <p>(4) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p>4. 保全重要度の設定</p> <p><u>組織</u>は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類に基づき、リスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響及びリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) <u>組織</u>は、保全の有効性を監視及び評価するために4. の保全重要度を踏まえ、「プラントレベル」及び「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標については、以下のものを設定する。</p>	<p>において定められた「安全機能の重要度分類」に基づき、信頼性の確保及び維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）</u>」に規定される設備</p> <p>(3) 炉心損傷又は格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(4) その他自ら定める設備</p> <p>4. 保全重要度の設定</p> <p><u>保守担当課長</u>は、3. の保全対象範囲について系統ごとの範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため安全機能の重要度分類に基づき、リスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、機器が故障した場合の系統機能への影響及びリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設定する。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) <u>安全管理課長及び保修計画課長</u>は、保全の有効性を監視及び評価するために4. の保全重要度を踏まえ、「プラントレベル」及び「系統レベル」の保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標については、以下のものを設定する。</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>①性能試験期間中の計画外自動スクラム回数  ②性能試験期間中の計画外出力変動回数  ③工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標  系統レベルの保全活動管理指標については、保全重要度の高い系統のうち、安全機能の重要度分類クラス1、クラス2及びリスク重要度高の系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>①保全により予防可能な故障回数  ②原子炉起動及び運転状態において、待機状態にある系統の機能を期待できない時間</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標  プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、国内先行炉の運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標  ①予防可能な故障回数の目標値は、運転実績、安全機能の重要度分類の重要度及びリスク重要度を考慮して設定する。  ②機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節（運転上の制限）第27条から第64条までで定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>①性能試験期間中の計画外自動スクラム回数  ②性能試験期間中の計画外出力変動回数  ③工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標  系統レベルの保全活動管理指標については、保全重要度の高い系統のうち、安全機能の重要度分類クラス1、クラス2及びリスク重要度高の系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>①保全により予防可能な故障回数  ②原子炉起動及び運転状態において、待機状態にある系統の機能を期待できない時間</p> <p>(2) 安全管理課長及び保修計画課長は、以下に基づき、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標  プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、国内先行炉の運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標  ①予防可能な故障回数の目標値は、運転実績、安全機能の重要度分類の重要度及びリスク重要度を考慮して設定する。  ②機能を期待できない時間の目標値は、点検実績及び第4章第3節（運転上の制限）第27条から第64条までで定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 安全管理課長及び保修計画課長は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 品質保証室長及び各課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) <u>組織</u>は、3. の保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1 参照）</p> <p>b. 補修、取替え及び改造計画（6.2 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保全計画の策定に当たって、4. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) <u>組織</u>は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) <u>組織</u>は、原子炉停止中及び運転中に点検を実施する場合には、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) <u>プラント保全部長は、プラント管理部長と協議の上、3. の保全の対象範囲に対し、以下の保全計画を策定し、所長の承認を得る。</u>なお、保全計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画（6.1 参照）</p> <p>b. 補修、取替え及び改造計画（6.2 参照）</p> <p>c. 特別な保全計画（6.3 参照）</p> <p>(2) <u>プラント保全部長は、プラント管理部長と協議の上、保全計画の策定に当たって、4. の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</u></p> <p>a. 運転実績並びに事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化及び故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) <u>プラント保全部長は、プラント管理部長と協議の上、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</u></p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) <u>保守担当課長は、原子炉停止中及び運転中に点検を実施する場合には、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>保守担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</u></p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>(3) <u>組織</u>は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	<p>(3) <u>保守担当課長</u>は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検又は定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>②巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>6.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) <u>組織</u>は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等*1の補修、取替え及び改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*2の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 検査及び試験の実施時期</p> <p>*1：安全上重要な機器等とは、安全機能の重要度分類で定める機器及び構造物をいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>③定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>6.2 補修、取替え及び改造計画の策定</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、補修、取替え及び改造を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等*1の補修、取替え及び改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き*2の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) <u>保守担当課長</u>は、補修、取替え及び改造を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態にあることを検査及び試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査及び試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な検査及び試験の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 検査及び試験の実施時期</p> <p>*1：安全上重要な機器等とは、安全機能の重要度分類で定める機器及び構造物をいう。(以下、本条において同じ。)</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>* 2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）、第43条の3の12（燃料体検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>6.3 特別な保全計画</p> <p>(1) <u>組織</u>は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) <u>組織</u>は、6. で定めた保全計画に従って点検<sup>*3</sup>・補修等<sup>*4</sup>の保全を実施する。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画</p> <p>b. 設計管理</p> <p>c. 調達管理</p> <p>d. 工事管理</p>	<p>* 2：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）、第43条の3の12（燃料体検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）、並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条において同じ。）</p> <p>6.3 特別な保全計画</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) <u>保守担当課長</u>は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、6. で定めた保全計画に従って点検<sup>*3</sup>・補修等<sup>*4</sup>の保全を実施する。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保全の実施に当たって、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>a. 工事計画</p> <p>b. 設計管理</p> <p>c. 調達管理</p> <p>d. 工事管理</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>(3) <u>組織</u>は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>* 3：機械保修課長及び電気保修課長は、施設定期検査時に実施する検査に代えて、別表103-1に掲げる確認項目について、6.で定める保全計画の中で行う「点検」等において機能等を確認する。また、機能等の確認を行う場合、対象設備、確認項目を記載した機能等確認のための要領書を作成し、プラント保全部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>なお、確認結果は、記録し保存する。</p> <p>* 4：安全管理課長、機械保修課長、電気保修課長及び燃料環境課長は、別表103-2に該当する点検・補修等を行う場合は、対象機器名、検査項目及び点検工程を含めた要領書を作成し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。また、緊急を要する計画外の点検・補修等が別表103-2に該当する場合は、作業着手後速やかに要領書を作成し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>上記、要領書に基づき、外観・据付確認、漏えい確認、作動確認及び運転性能確認のうち所要の項目にて使用前検査時の状態に復旧し、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>なお、上記、要領書に基づく点検等の結果は、別途、成績書を作成し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>8. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) <u>組織</u>は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>*5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、点検・</p>	<p>(3) <u>保守担当課長</u>は、点検・補修等の結果について記録する。</p> <p>* 3：機械保修課長及び電気保修課長は、施設定期検査時に実施する検査に代えて、別表103-1に掲げる確認項目について、6.で定める保全計画の中で行う「点検」等において機能等を確認する。また、機能等の確認を行う場合、対象設備、確認項目を記載した機能等確認のための要領書を作成し、プラント保全部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>なお、確認結果は、記録し保存する。</p> <p>* 4：安全管理課長、機械保修課長、電気保修課長及び燃料環境課長は、別表103-2に該当する点検・補修等を行う場合は、対象機器名、検査項目及び点検工程を含めた要領書を作成し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。また、緊急を要する計画外の点検・補修等が別表103-2に該当する場合は、作業着手後速やかに要領書を作成し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>上記、要領書に基づき、外観・据付確認、漏えい確認、作動確認及び運転性能確認のうち所要の項目にて使用前検査時の状態に復旧し、原子炉主任技術者の確認を受ける。</p> <p>なお、上記、要領書に基づく点検等の結果は、別途、成績書を作成し、所管部長及び原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>8. 点検・補修等の結果の確認・評価</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期<sup>*5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) <u>保守担当課長</u>は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づ</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>補修等が実施されていることを、所定の時期*<sup>5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>* 5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) <u>組織</u>は、以下の a. 及び b. の場合には、不適合管理を行った上で、8. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講ずる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) <u>組織</u>は、(1)a. 及び b. の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p><u>組織</u>は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) <u>組織</u>は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 機器等稼動状況・点検状況の結果</p> <p>c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>d. トラブルなど運転経験</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデー</p>	<p>き、点検・補修等が実施されていることを、所定の時期*<sup>5</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>* 5：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、<u>不適合が認められた場合、第3条8.3に基づき不適合管理を行う。また、是正処置及び予防処置について、第3条8.5.2是正処置及び第3条8.5.3予防処置に基づき実施する。</u>なお、以下の a. 及び b. の場合には、<u>点検・補修等の不適合として、不適合管理を行った上で、8. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置を講ずる。</u></p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) <u>保守担当課長</u>は、(1)a. 及び b. の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p> <p>10. 保全の有効性評価</p> <p><u>組織</u>は、保全活動から得られた情報から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 機器等稼動状況・点検状況の結果</p> <p>c. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>d. トラブルなど運転経験</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデー</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>タ</p> <p>f. リスク情報及び科学的知見</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <u>組織</u>は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) <u>組織</u>は、10. の保全の有効性評価の結果及び 1. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>12. 情報共有</p> <p><u>組織</u>は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<p>タ</p> <p>f. リスク情報及び科学的知見</p> <p>(2) <u>保守担当課長</u>は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合には、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) <u>保守担当課長</u>は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) <u>プラント管理部長及びプラント保全部長</u>は、10. の保全の有効性評価の結果及び 1. の保守管理目標の達成度から、定期的（<u>原則として年1回</u>）に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <u>プラント管理部長及びプラント保全部長</u>は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録し、<u>所長の承認を得る</u>。</p> <p>12. 情報共有</p> <p><u>組織</u>は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	
	<p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「センター幹部は、点検期限管理の導入のような設備の安全確保に結びつくルールの見直し・変更を行う場合、業務に対する要求事項のレビューによって安全性への影響の評価等をタイムリーに実施するとともに、品質保証室長は、</p>	<p>(建設段階における保守管理計画) 第103条 9. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) <u>組織</u>は、以下の a. 及び b. の場合には、不適合管理を行った上で、8. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p>	<p>(建設段階における保守管理計画) 第103条 9. 点検・補修等の不適合管理、是正処置及び予防処置</p> <p>(1) <u>保守担当課長</u>は、<u>不適合が認められた場合、第3条8.3 に基づき不適合管理を行う。また、是正処置及び予防処置について、第3条8.5.2 は是正処置及び第3条</u></p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
	<p>不適合の簡便な処理等のルールの目的に適合していない処置を排除することを確実にすること。」及び「センター幹部は、予算等の理由で不適合を簡便に処理する等、安全に関わる誤った意思決定や組織の閉鎖性（集団浅慮）を排除し、原因を除去するという不適合管理を確実にして、事故・故障等の未然防止に努めること。」を反映するため、保安規定第 103 条（建設段階における保守管理計画）9.点検・保守等の不適合管理、是正処置及び予防処置に、不適合が認められた場合、第 3 条（品質保証）8.3 不適合管理で行うことを明記する。</p>	<p>の是正処置並びに予防処置を講ずる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合 にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) <u>組織</u>は、(1)a. 及び b. の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p>	<p>8.5.3 予防処置に基づき実施する。なお、以下の a. 及び b. の場合には、<u>点検・補修等の不適合として、不適合管理を行った上で、8. の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</u>の是正処置並びに予防処置を講ずる。</p> <p>a. 点検・補修等を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合 にあって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) <u>保守担当課長</u>は、(1)a. 及び b. の場合の不適合管理、是正処置及び予防処置について記録する。</p>	
	<p>●根本原因分析報告書の対策の提言にある「所長は、保守管理活動を適切なスパンで評価するようにルール化し、継続的な改善に努めることを確実にすること。」を反映するため、保守管理の有効性評価を年 1 回実施することを、保安規定第 103 条（建設段階における保守管理計画）11. 保守管理の有効性評価に規定する。</p>	<p>（建設段階における保守管理計画） 第 103 条 11. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) <u>組織</u>は、10. の保全の有効性評価の結果及び 1. の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <u>組織</u>は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について<u>記録</u>する。</p>	<p>（建設段階における保守管理計画） 第 103 条 11. 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) <u>プラント管理部長及びプラント保全部長</u>は、10. の保全の有効性評価の結果及び 1. の保守管理目標の達成度から、定期的（<u>原則として年 1 回</u>）に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) <u>プラント管理部長及びプラント保全部長</u>は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について<u>記録</u>し、<u>所長の承認</u>を得る。</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
<p>4 経営層から現場に至るまで意識の共有を図ることができる組織を構築すること。</p>	<p>●根本原因分析報告書の対策提言にある「経営と現場との連携を密にするための経営支援組織の在り方を見直し、保全計画の実施を確実にする等の現場の課題について経営層からセンター幹部及び現場までのコミュニケーションが円滑に行われるように、組織体制の強化を含めた情報伝達経路と手段の見直しを行うこと。」を反映するとともに、トップマネジメントによるガバナンスが有効に機能する組織体制とするため、「もんじゅ」を理事長直轄の組織とし、経営層から現場に至るまで意識の共有を図ることができる組織を構築する。加えてもんじゅを運転・保全に専念できる保安組織への変更を行うため、支援組織として「もんじゅ運営計画・研究開発センター」を新設する。これらに伴い「もんじゅ」組織の業務を見直す。これらのため、保安規定第4条（保安に関する組織）別図4保安管理組織及び第5条（職務）を変更するとともに関連条文の記載も合わせて変更する。</p>	<p>（保安に関する組織）</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>高速増殖炉研究開発センター</u>に副所長を、<u>技術部</u>、プラント管理部及びプラント保全部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p> <p>3 本規定における<u>センター内各部課室とは、運営管理室、品質保証室、危機管理室、技術部、プラント管理部、プラント保全部、管理課、技術課、試験計画課、安全管理課、発電課、保修計画課、機械保修課、電気保修課、施設保全課及び燃料環境課</u>をいう。</p> <p>&lt;別図4参照&gt;</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) <u>安全統括部長は、安全統括部</u>における、原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）における管理責任者として「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>(6) <u>敦賀本部長は、敦賀本部</u>における、原子炉施設の保安</p>	<p>（保安に関する組織）</p> <p>第4条 原子炉施設の保安及び保安に関する品質保証活動に係る組織は、別図4に掲げるとおりとする。</p> <p>2 <u>もんじゅ</u>に副所長を、<u>運営管理部</u>、プラント管理部及びプラント保全部（以下「各部」という。）に次長を置くことができる。</p> <p>3 本規定における<u>もんじゅ内各部課室とは、品質保証室、運営管理部、プラント管理部、プラント保全部、技術課、危機管理課、管理課、安全管理課、炉心・燃料課、発電課、保修計画課、機械保修課、電気保修課、施設保全課及び燃料環境課</u>をいう。</p> <p>&lt;別図4参照&gt;</p> <p>（職務）</p> <p>第5条 <u>本部</u>における、原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、本規定に定める原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を統括するとともに、監査プロセスの管理責任者として「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(3) 監査の職は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、安全・核セキュリティ統括部</u>における、原子炉施設の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を行うとともに、本部（監査プロセスを除く。）における管理責任者として「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</p> <p>2 <u>敦賀事業本部及びセンター</u>における、<u>原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>敦賀事業本部長は、敦賀事業本部</u>における原子炉施設</p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を総括するとともに、<u>敦賀本部における管理責任者として、「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(7) <u>敦賀本部経営企画部長は、もんじゅ総括調整グループの業務を統括する。</u></p> <p>(8) <u>もんじゅ総括調整グループリーダーは、原子炉施設の保安に関する運営支援の調整に係る業務を行う。</u></p> <p>(9) <u>安全品質推進部長は、敦賀本部における、原子炉施設の保安に関する活動及び保安に関する品質保証活動の推進に係る業務を統括する。</u></p> <p>(10) <u>安全品質推進室長は、敦賀本部における、原子炉施設の保安に関する活動及び保安に関する品質保証活動の推進に係る業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>業務統括部長は、敦賀本部における、原子炉施設の保安に関する調達業務を統括する。</u></p> <p>(12) <u>調達課長は、敦賀本部における、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</u></p> <p>(13) <u>所長は、原子炉施設の保安に関する業務並びに保安に関するセンターにおける品質保証活動及び危機管理活動に係る業務の責任者として、<u>運営管理室長、品質保証室長及び危機管理室長の補佐を得つつ、各部の長（以下「各部長」という。）及び管理課長を指揮する</u>などして、<u>センターにおける業務を総括する。</u></u></p> <p>(14) <u>副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める</u></p>	<p>の保安に関する業務及び保安に関する品質保証活動の業務を統括するとともに、<u>敦賀事業本部及びセンターにおける管理責任者として、「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(2) <u>安全品質推進室長は、敦賀事業本部及びセンターにおける、原子炉施設の保安に関する活動及び保安に関する品質保証活動の推進に係る業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>業務管理部長は、敦賀事業本部、センター及びもんじゅにおける、原子炉施設の保安に関する調達業務を行う。</u></p> <p>(4) <u>もんじゅ運営計画・研究開発センター長は、計画管理部の業務を統括する。</u></p> <p>(5) <u>計画管理部長は、原子炉施設を用いた研究開発を目的とした試験（開発試験）の実施、原子炉施設の保安に関する運営支援の調整並びに原子炉施設を用いた試験の計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>3. <u>もんじゅにおける、原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>所長は、原子炉施設の保安に関する業務並びに保安に関するもんじゅにおける品質保証活動及び危機管理活動に係る業務の責任者として、品質保証室長及び各部の長（以下「各部長」という。）を指揮するなどして、<u>もんじゅにおける業務を統括するとともに、もんじゅにおける管理責任者として、「第3条5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></u></p> <p>(2) <u>副所長は、所長を補佐するとともに、所長が定める範</u></p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>範囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(15) <u>各部長は、第4条の定めのとおり、当該部の責任者として、所管課の業務を統括する。</u></p> <p>(16) <u>次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</u></p> <p>(17) <u>運営管理室長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について、所長を補佐し、センター内各部課室に指導・助言を行うとともに取りまとめを行う。</u></p> <p>(18) <u>品質保証室長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動について、所長を補佐し、センター内各部課室に確認・指導・助言を行うとともに、保安教育の統括に関する業務を行う。</u></p> <p>(19) <u>危機管理室長は、原子炉施設の危機管理活動について、所長を補佐し、センター内各部課室に確認・指導・助言を行うとともに、非常時の体制整備、原子炉施設への出入管理及び初期消火活動の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) <u>管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(21) <u>技術課長は、燃料管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）、炉心管理及び原子炉施設を用いた研究開発を目的とした試験（開発試験）の実施に関する業務を行う。</u></p> <p>(22) <u>試験計画課長は、原子炉施設を用いた試験の計画及び管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(23) <u>安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理及び化学管理に関する業務を行う。</u></p>	<p>囲で所長の代理業務を行う。</p> <p>(3) <u>運営管理部長は、第4条の定めのとおり、当該部の責任者として、所管課の業務を統括するとともに、所長を補佐し、もんじゅ内各部課室に確認・指導・助言を行う。</u></p> <p>(4) <u>プラント管理部長及びプラント保全部長は、第4条の定めのとおり、当該部の責任者として、所管課の業務を統括する。</u></p> <p>(5) <u>次長は、部長を補佐するとともに、部長が定める範囲で部長の代理業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>品質保証室長は、原子炉施設の保安に関する品質保証活動について、所長を補佐し、もんじゅ内各部課室に確認・指導・助言を行うとともに、保安教育の統括に関する業務を行う。</u></p> <p>(7) <u>技術課長は、原子炉施設の安全確保に関する技術的検討について、取りまとめを行う。</u></p> <p>(8) <u>危機管理課長は、原子炉施設の危機管理活動について、非常時の体制整備、原子炉施設への出入管理及び初期消火活動の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(9) <u>管理課長は、所員の放射線業務従事者の健康管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(10) <u>安全管理課長は、放射線管理、放射線管理機器の保守管理及び化学管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>炉心・燃料課長は、燃料管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）及び炉心管理に関する業務を行う。</u></p>	

保安規定変更命令	対応	保安規定（補正前）	保安規定（補正後）	備考
		<p>(24) 発電課長は、原子炉施設の運転管理及び放射性廃棄物管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(25) 当直長は、発電課長の<u>もと</u>で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(26) 機修計画課長は、機械機修課長、電気機修課長、施設保全課長及び燃料環境課長の行う原子炉施設の保守の計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 機械機修課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(28) 電気機修課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(29) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(30) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>2 前項第17号から第19号に規定する職位（以下「各室長」という。）並びに前項第20号から第24号及び第26号から第30号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、所管業務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>3 各室長及び各課長は、業務の遂行に当たって、室員又は課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、各室員及び各課員は各室長又は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>4 所長、各部長、各室長又は各課長が不在の場合、その職務は代理職位が代理して行うことができる。</p>	<p>(12) 発電課長は、原子炉施設の運転管理及び放射性廃棄物管理（燃料環境課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直長は、発電課長の<u>下</u>で、原子炉施設の運転操作に関する業務を行う。</p> <p>(14) 機修計画課長は、機械機修課長、電気機修課長、施設保全課長及び燃料環境課長の行う原子炉施設の保守の計画及び管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 機械機修課長は、原子炉施設のうち機械設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(16) 電気機修課長は、原子炉施設のうち電気設備及び計測制御設備に係る保守の実施に関する業務（安全管理課長及び燃料環境課長の所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(17) 施設保全課長は、原子炉施設のうち敷地及び建物構築物に係る保守の実施に関する業務を行う。</p> <p>(18) 燃料環境課長は、燃料取扱作業、燃料取扱及び貯蔵設備並びに放射性廃棄物廃棄施設の保守の実施及び放射性固体廃棄物の保管管理に関する業務を行う。</p> <p>4 品質保証室長並びに前項第7号から第12号及び第14号から第18号に規定する職位（以下「各課長」という。）は、所管業務に基づき「第9章非常時の措置」、「第10章保安教育」並びに「第11章記録及び報告」に関する業務を行う。</p> <p>5 品質保証室長及び各課長は、業務の遂行に当たって、室員又は課員を指示・指導し、業務遂行に係る品質保証活動を行う。また、室員及び各課員は品質保証室長又は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>6 所長、各部長、品質保証室長又は各課長が不在の場合、その職務は代理職位が代理して行うことができる。</p> <p>&lt;第4条、第5条以外、組織変更に応じて関連条文及び図、表を変更&gt;</p>	

原子炉施設保安規定 別図4 補正前・補正後比較表

